

(務) 第29号
平成6年10月17日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A0000
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

三重県警察の公文書の名あて人に用いる敬称の取扱いについて（例規通達）

三重県警察の公文書の名あて人に用いる敬称の取扱いについては、三重県警察の公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令（平成元年三重県警察本部訓令第16号）によることとしているが、同訓令は、名あて人に付ける敬称に関し、名あて人にふさわしい敬称を用いることをその目的とするものであることから、この度、敬称を「殿」から「様」に一律に読み替えることとした「三重県警察本部訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（平成元年三重県警察本部訓令第17号）」を廃止することとした。今後は、この趣旨を踏まえ、次の場合は「様」のほか、「殿」又はその他の敬称についても用いることができることとしたので、適正な運用に努められたい。

記

- 敬称に「殿」を用いた方が適当と認められるもの
 - 法令等で「殿」を用いることが定められている文書
 - 警察部内（警察庁等を含む。）に発する文書
 - 警察部外に発する文書
 - 官公署（三重県関係機関を除く。）あての文書
 - 役職名のみを名あて人とした文書
 - 表彰状及び感謝状（ただし、「様」がふさわしい場合を除く。）
- 適用に当たっての留意事項
 - 「その他の敬称」には、「各位」、「御中」等があるが、文書の内容、形状、対象等から適切なものを選定するものとする。
 - 姓名を名あて人とする文書の敬称は、原則として「様」とするものとする。